

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は都心から約50km圏、埼玉県の中東部に位置しています。

また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

【3・5・13号第一小学校通線】

本路線は東松山市の神明町二丁目を起点とし、大字市ノ川字東耕地に至る延長約2,430m、幅員15mの幹線街路です。

II. 変更の理由

東松山駅東口の周辺整備や近隣土地区画整理事業の完了により、東松山駅周辺の土地利用の推進が図られ、その結果、東松山駅東口の中心部を南北に結ぶ3・5・13号第一小学校通線の交通需要が増加しています。そこで、より円滑で安全な交通処理の実現に向けて、変更区間における県道東松山越生線との交差点2か所に右折車線を設けるため、一部区間の幅員を変更します。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・13号第一小学校通線	約2,430m	2車線	15m	・一部区間の幅員の変更

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

なし